

訪問看護重要事項説明書

(医療保険)

訪問看護ステーション ピースフル

事業所番号： 3062490119

訪問看護サービス重要事項説明書

利用者 _____様（以下「甲」という）に対する訪問看護提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づき、当事業者（以下「乙」という）が甲に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 訪問事業者概要

名称・法人の種別 : 株式会社 みらい
代表者名 : 中井 啓介
所在地・連絡先 : 和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4
電話 : 0739-48-0297

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション ピースフル
所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4
電話	0739-48-0297
FAX	0739-48-0295
事業所番号	3062490119
管理者氏名	前 博斗
事業の実施地域	田辺市(龍神、本宮を除く) みなべ町(みなべ川村を除く) 上富田町 白浜町(旧日置川を除く)
営業日	月曜日～金曜日 祝日 8:30～17:30
営業しない日	土・日 年末年始(12/29～1/3) ※上記、営業しない日においても、心身の状態によりご希望があれば当番にて対応させて頂きます。

3. 事業の目的と提供方法及び内容

事業の目的：在宅療養を希望する方の訪問看護

提供方法：主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護、健康相談、指導を行う。

サービスの内容：健康状態の観察、健康相談、バイタル測定、病状観察と相談等

4. 事業所の職員体制

(1) 管理者 看護師常勤兼務 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士適当数 ※必要に応じて雇用する。

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

5. 利用料（医療保険）

【負担の金額は、下記表の金額へ、保険証記載の負担割合を掛けた金額となります】

訪問看護管理療養費

	機能強化型以外	機能強化型 I	機能強化型 II	機能強化型 III
初 日	7, 670円	13, 230円	10, 030円	8, 700円
	訪問看護療養費 I			訪問看護療養費 II
2日目以降	3, 000円		2, 500円	

訪問看護基本療養費

		週3日目まで	週4日目以降
基本療養費（I）	看護師	5, 550円	6, 550円
	准看護師	5, 050円	6, 050円
	作業療法士・理学療法士	5, 550円	5, 550円
基本療養費（II） 【施設への訪問】 ※1	看護師	2, 780円	3, 280円
	准看護師	2, 530円	3, 030円
	作業療法士・理学療法士	2, 780円	2, 780円
基本療養費（III）	外泊中の訪問看護に対し算定※2	8, 500円	

※1 同一建物内の複数（3人以上）の利用者に同一日に訪問した場合

※2 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

○厚生労働大臣が定める特定疾患（小児を含む）・末期がん等または特別管理加算を算定している者、若しくは医師より特別指示書が交付された場合にのみ週4日以降の訪問可能

その他加算

24時間対応体制加算	イ	6, 800円	退院時共同指導加算	8, 000円
	ロ	6, 520円		
特別管理加算（重症） ※2		5, 000円	退院支援指導加算 長時間	6, 000円 8, 400円
特別管理加算 (※2以外)		2, 500円	在宅患者連携指導加算	3, 000円
長時間訪問看護加算 (90分以上)		5, 200円	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (月2回まで)	2, 000円
早朝・夜間加算 (6~8時・18~22時) ※1		2, 100円	特別管理指導加算	2, 000円
深夜加算 (22時~翌6時) ※1		4, 200円	がん専門訪問看護料	12, 850円
ターミナルケア療養費	1	25, 000円	褥瘡専門訪問看護料	12, 850円
	2	10, 000円		
緊急訪問看護加算		2, 650円	情報提供加算	1, 500円

(乳)幼児加算 (6歳未満)	1, 300円	特別地域訪問看護加算※3	所定の50/100を 加算
(乳)幼児加算 (6歳未満)※6	1, 800円	医療DX情報活用加算	50円

その他加算

難病等複数回訪問加算 同日中2回※1 同一建物内1人又は2人	4, 500円	複数名訪問看護加算※4 (その他職員) 同一建物内1人又は2人	3, 000円
難病等複数回訪問加算 同日中2回※1 同一建物内3人以上	4, 000円	複数名訪問看護加算※4 (その他職員) 同一建物内3人以上	2, 700円
難病等複数回訪問加算 同日中3回以上※1 同一建物内1人又は2人	8, 000円	複数名訪問看護加算※5 (その他職員) 同一建物内1人又は2人	1回 3, 000円 2回 6, 000円 3回以上 10, 000円
難病等複数回訪問加算 同日中3回以上※1 同一建物内3人以上	7, 200円	複数名訪問看護加算※5 (その他職員) 同一建物内3人以上	1回 2, 700円 2回 5, 400円 3回以上 9, 000円
複数名訪問看護加算 (看護師) 同一建物内1人又は2人	4, 500円	訪問看護ベースアップ評価 料(I)	780円
複数名訪問看護加算 (看護師) 同一建物内3人以上	4, 000円		
複数名訪問看護加算 (准看護師) 同一建物内1人又は2人	3, 800円		
複数名訪問看護加算 (准看護師) 同一建物内3人以上	3, 400円		

※1 准看護師が訪問した場合は上記金額の90%となります

※2 在宅悪性腫瘍患者指導管理料・在宅気管切開患者指導管理料を受けている状態・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態

○1割負担の場合 1日利用 5, 550 + 7, 670 × 0. 1 (1割) = 1, 322円

3割負担の場合 1日利用 5, 550 + 7, 670 × 0. 3 (3割) = 3, 966円

※3 特別地域訪問看護加算として、厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションが片道1時間以上要する利用者に対して、訪問看護を行う場合、又は厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションが訪問看護を行う場合に訪問看護基本療養費の所定額の50%を加算します。

※4 別に厚生労働大臣が定める場合を除く

※5 別に厚生労働大臣が定める場合に限る

※6 別に乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者

その他費用

- ・死後の処置料：20,000円
- ・キャンセル料： 3,000円
- ・保険適用外のサービスを提供した場合の利用料の額は、1時間 8500円とする。早朝夜間料金は25%増、深夜料金は50%増とする。別途、交通費(サービス開始時点、終了地点が遠距離の場合、および移動にタクシー、バス等の公共機関などが必要な場合とする。)

【理学療法士等の訪問について】

理学療法士等の訪問は、看護職員の代わりにさせる訪問であり、初回の訪問は看護職員が訪問します。その後も看護職員による定期的な訪問（少なくとも概ね3ヶ月に1回）が必要です。定期的な訪問については、必ずしもケアプランに位置付けた訪問看護費の算定までを求めるものではありませんが、訪問看護の内容を記録し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する必要があります（当該複数の訪問看護事業所間においても同様となる）。

6. 苦情申立窓口

訪問看護ステーション ピースフル

電話 : 0739-48-0297

担当者：前 博斗

苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情を受け付けた担当者等は、苦情処理ノート等に内容の概要を記載する。
その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に報告のうえ処理する。
- (2) 苦情の内容により、事業所内で処理が可能な場合は、その処理内容を決定のうえ、利用者に説明を行うと共に、その家族にも連絡をとり、直接訪問するなどして説明を行う。
- (3) 苦情の内容により、事業所内で処理が行えない場合については、管理者を含めた検討会議を行うとともに、当該市町村に連絡し指導または助言を受け処理内容の決定をする。
- (4) 利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。
- (5) 苦情に対する記録簿を作成し、再発防止に役立てるものとする。

和歌山県国民健康保険団体連合会 苦情（相談）窓口

住所： 和歌山県和歌山市吹上2丁目1-22

電話： 073-427-4662

上富田にお住いの方

《要介護の方：上富田町役場 住民生活課 介護保険係》

住 所：和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

電 話：0739-47-0550

《要支援の方：上富田町地域包括支援センター》

住 所：和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

電 話：0739-47-0550

田辺にお住いの方

《要介護の方：田辺市 やすらぎ対策課 介護保険係》

住 所：和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

電 話：0739-26-4931

《要支援の方：田辺市地域包括支援センター》

住 所：和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

電 話：0739-26-9906

白浜にお住いの方

《要介護の方・要支援の方：白浜町役場 民生課》

住 所：和歌山県西牟婁郡白浜町1600

電 話：0739-43-5555

みなべにお住いの方

《要介護の方：みなべ町役場 健康長寿課》

住 所：和歌山県日高郡みなべ町東本庄100

電 話：0739-33-7234

《要支援の方：みなべ町地域包括支援センター》

住 所：和歌山県日高郡みなべ町東本庄100

電 話：0739-74-8065

7. 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) 乙が甲に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、甲の家族、甲にかかわる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、速やかに必要な処置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 事故の状況および事故に際してとった処置について記録し、その記録は5年間適切に保存します。また、事故の原因を解明し、再発防止のための対策を速やかに講じます。
- (乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1又は甲2に対して
サービス内容の説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました

令和 年 月 日

(乙) 所在地： 和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4
名称： 株式会社 みらい 代表取締役 中井 啓介
訪問看護ステーション ピースフル
説明者： 前 博斗

- (甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(甲1) 利用者

住所：

氏名：

(甲2) 利用者の後見人又は家族

住所：

氏名：
